

参考資料③

家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金の制度拡充 について

■概要

太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使うことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を目指すなど、より一層の自家消費型の再生可能エネルギーを導入促進するため、京都府補助（7月改定）を活用し補助内容を拡充するもの。

■変更内容（詳細は参考資料のとおり）

①現行制度の補助（最大18万円）を最大26万円に拡充

②高効率給湯機器（エコキュート等）または、コージェネレーションシステム（エネファーム等）の同時導入の支援を追加

※なお、既存制度による補助については、補助対象を拡充のうえ引き続き実施

＜補助金額・主な要件＞

		従来制度	新制度
太陽光	補助額	最大6万円 (1.5万円/kW)	最大8万円 (2万円/kW)
	主な要件	・余剰売電については可 ・電力受給契約が成立していること	・FITやFIPを活用しないこと ・自家消費率30%
蓄電池	補助額	最大6万円 (1.5万円/kW)	最大18万円 (3万円/kW)
	主な要件	・特になし	・特になし
合計	補助額	最大18万円	最大26万円
高効率給湯機 コージェネレーションシステム	補助額	無し	導入費用の1/2（上限50万円） 導入費用の1/2（上限110万円）
※上記補助にさらに追加	主な要件	〃	・太陽光＋蓄電池と同時導入すること ・高効率給湯機器について、従来の給湯機等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること